

動物を飼うことについて考えてみませんか

最近、動物の遺棄や虐待、近隣とのトラブルなど、多くの問題が報告され、飼い主のモラルが問われています。社会の中で人間と動物が共存していくために、飼い主が守らなければならないマナーとモラルがあります。

■飼い主を明示する

飼っている動物には、名札や標識などをつけ、飼い主がだれであるか分かるようにしましょう。特に、犬については鑑札をつけることが「狂犬病予防法」で義務づけられています。

■繁殖制限をする

飼い主は、飼っている動物から生まれる新しい命にも責任をもたなければ

なりません。繁殖を希望しない場合は、飼い主の責務として不妊去勢手術などを行い、繁殖を制限することが、法律でも定められています。特に、ねこについては、室内飼育をしないのであれば、不妊去勢手術をすることが重要です。繁殖を制限することは、捨て犬や捨てねこなどを増やさないためにも大切なことです。

■周りの人や自然環境に配慮を

犬の放し飼いは禁止されています。つないで飼うか、檻を使用しましょう。また動物を逃がしたり、放し飼いをしたりすることは、動物の事故だけでなく、周りの人々に危害を加えたり、迷惑を及ぼしたりすることにもつながります。また、逃げたり捨てられたりした動物が、野生動物の生活を圧迫するなど、自然生態系へのさまざまな影響も問題となっています。

飼い主は、飼っている動物が、周りの人々や自然環境に問題を生じさせないように、十分に管理しましょう。また、犬の散歩中のフン等は必ず処理し持ち帰りましょう。

■その他

野良ねこが多くなり、ねこのフンや異臭などで迷惑している方がいます。また、野良ねこにえさを与えると繁殖の原因になりますので、えさを与えないでください。

毎月、家庭で飼えなくなった犬・ねこの引き取りを保健所で行っています。特別の事情で利用される方は、本庁町民課または、総合支所住民課まで連絡ください。

■問い合わせ先

川根本町役場
本庁 町民課 ☎ 56 2 2 2 2
総合支所 住民課 ☎ 58 7 0 7 0

◇お知らせ◇

家庭の犬・ねこしつけ教室のご案内

- 開催日時 11月18日(金)
- 会場 川根町民文化会館
- 内容 犬、ねこに関する法律や習性、しつけの基本について学びます。

- その他 参加には申し込みが必要です。
- 申込・問い合わせ先 川根本町役場 本庁 町民課 ☎ 56 2 2 2 2 総合支所 住民課 ☎ 58 7 0 7 0

動物慰霊祭のご案内

平成17年度榛北動物保護協議会動物慰霊祭が行われます。

- 日時 11月10日(木) 15時～
- 場所 川根町三光寺 慰霊塔前 (雨天：本堂借用) 川根町家山823
- 問い合わせ先 川根町三光寺 ☎ 53 2 7 1 7

！お知らせ 届け出には身分証明書を持参ください

本人の知らないうちに、住所が変更されてしまうといった事件が全国で起きています。このため、今年10月から川根本町役場の本庁及び総合支所で「転出」「転入」「転居」などの手続きを行うときには、届け出にきた方に、身分を証明する書類等の提示をお願いしています。

このため届け出をする方は、自動車運転免許証など、顔写真付きの身分証明書類をお持ちください。また、このような書類がない方も、保険証などをご持参くださるようお願いいたします。

また、本人等の確認のため、窓口で簡単な質問をさせていただいたり、後日、届け出のあった旨の通知を役場より送らせていただく場合があります。

ご面倒をおかけしますが、犯罪の未然防止のため、ご協力をお願いします。

■問い合わせ先

川根本町役場
本庁 町民課 ☎ 56 2 2 2 2
総合支所 住民課 ☎ 58 7 0 7 0